

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)修了考査試験問題

令和 年 月 日～ 日実施分

受験番号	氏 名

◎注意事項

1. 解答は各問題とも一つです。二つ以上記入した場合は0点となります。
2. 解答は必ず回答票に記入して下さい。
3. 試験問題に記入した場合は、採点の対象にならないので注意して下さい。
4. 修正する場合は消しゴムで完全に消してから再度記入して下さい。
5. 試験問題の持ち帰りは厳禁します。持ち帰った場合は採点しません。
6. 試験問題の内容についての質問には応じません。
7. 不正行為があった場合は、直ちに退場してもらいます。

【一般】第1章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 2004(平成16)年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
- ② 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ③ 2022(令和4)年4月から、解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。
- ④ 1975(昭和50)年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。

2 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。
- ② 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- ③ アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
- ④ 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、ほとんどすべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。

3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿ばく露と喫煙が重なっても、肺がん発症リスクはさほど変化しない。
- ② 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺胞」である。
- ③ 石綿繊維の直径は、髪の毛の5000分の1程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
- ④ 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。

4 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。
- ② 建設業における石綿関連労災認定は、2014(平成26)年以降、1年あたり、おおむね、約1,000件である。
- ③ 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へボールや棒を当てる場合は12～18f/Lで、ほうきでこする場合も、石綿繊維の気中濃度差はないという結果が報告されている。
- ④ 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確ではない。

【一般】第2章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968(昭和43)年に制定された。
- ② 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- ③ 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当する。
- ④ 解体等工事が2006(平成18)年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。

2 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。
- ② 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、発注者又は自主施工者である。
- ③ 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿0.1重量パーセントを超えるものを使用することを禁止するとともに、建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時にこれらの建築材料の除去等を義務付けている。
- ④ 調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。

3 下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ①
ア)石綿あり
イ) 石綿なし
ウ) 必要な対策
エ) 断続的な健康障害
- ②
ア)石綿なし
イ) 石綿あり
ウ) 不要な対策
エ) 継続的な健康障害
- ③
ア)石綿なし
イ) 石綿あり
ウ) 必要な対策
エ) 断続的な健康障害
- ④
ア)石綿あり
イ) 石綿なし
ウ) 不要な対策
エ) 継続的な健康障害

石綿有無の実態	ア	イ
調査時の判定		
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ウ ・無駄な財政的な負担 ・建物資産の過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 エ ・改修解体工事の飛散事故 ・後日発覚時の追加財政負担 ・社会的信用の失墜 ・建築物周辺への継続的環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

4 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 目視調査において、「石綿無含有」とみなすこともできる。
- ② 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で製品の表示等の現物確認により含有とみなして判定することもできる。
- ③ 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
- ④ 目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。

【一般】第3章 石綿含有建材の建築図面調査

1 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法において「梁(構造上重要ではない小梁を除く)」は、建築物の主要構造部である。
- ② 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が2階にないものは耐火建築物としなければならない。
- ③ 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- ④ 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、隣地境界線及び道路の中心線よりそれぞれ1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

2 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法において、「2時間耐火」よりも「1時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- ② 建築基準法施行令第1条3号において、「構造耐力上主要な部分」は、建築物の力学的構造に関連する部分を定めている。
- ③ 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
- ④ 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。

3 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第2種」を使用することが多くみられる。
- ② 空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、ファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿は施工されていない。
- ③ 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に石綿含有吹付け材が使われていた。
- ④ 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれる。

4 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 柱、はりの耐火被覆及び耐火間仕切り壁に用いられる石綿含有吹付けロックウールの湿式吹付けの比重は、0.4~0.6(個別認定による)である。
- ② 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「パーミキュライト」と「水」である。
- ③ 石綿含有吹付けロックウール(湿式)は比重が大きく硬いので、吸音(遮音ではない)を目的とした吹付け石綿には使用されていないと推測できる。
- ④ スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当しないが、同様の飛散性を有している。

5 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 人工軽量骨材であるパーミキュライトは、一般的にはパーミキュライト(雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物)を高温(800~1,200℃)で焼成し、膨張(5~20倍)させたものであり、白銀色~黄金色で、比重は0.08~0.4である。
- ② 1980(昭和55)年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに
変更したが、会員以外のメーカーの吹付け石綿の使用や物流における業者の在庫などもあったことから、1980(昭和55)年以降の数年間には石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性も考慮しなければならない。
- ③ 昭和48年に起きたオイルショック以降施工コスト低減を目的として昭和60年までにかけて建築されたRC構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。
- ④ 1954(昭和29)年以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。

6 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 調査対象建築物の施工時期がわかればレベル3の石綿含有建材はある程度推定することができる。
- ② 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- ③ レベル3の石綿含有建材においても、石綿則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの対象となる。
- ④ 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。

7 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有住宅屋根用化粧スレートの製造時期は、1961年から2004年である。
- ② レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961年から1987年である。
- ③ 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しいため、調査においてはスレートボードとしてまとめてもよい。
- ④ レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有スレート波板(小波)の製造時期は、1918年から1987年である。

8 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿セメント円筒は、共同住宅の浴室用給湯器の排気管としても使用された。
- ② 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。
- ③ 石綿含有ビニル床シートは、裏面に製品名などの印字がない場合が多い。

- ④ 石綿含有窯業系サイディングには、「木繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木繊維補強セメント板系」については、石綿を原料としたものはない。

9 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿セメント管は、主に煙突や臭気抜きに使用された。

- ② 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがあるものではないが、これを破断せずに除去することが困難であるため、除去方法によっては含有する石綿が飛散するおそれがある。

- ③ 建築用仕上塗材で仕上げられた建物の改修(再塗装)において、塗材に亀裂や部分的はく離がない場合は、調査対象は建築用仕上塗材のみとなり、下地調整塗材の上までを調査対象範囲とする。

- ④ 石綿発泡体は、板状のスポンジで色はベージュとグレーで、ガラスクロスやアルミ箔を貼ったものもある。

10 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査で石綿等の使用状況が把握できた場合は、目視調査を実施せず書面調査を以て調査を終了することができる【2006(平成18)年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。
- ② 石綿調査の第1段階は、設計図書等の調査(書面調査)から始まる。
- ③ 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、堅穴区画等ごとに、目視調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。
- ④ 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。

11 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ② 建築物を建設するにあたり、担当官庁(建築指導課・消防署など)に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ③ 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図などにある。
- ④ 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。

12 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 調査に当たる際は、建築確認図などの設計図書の借用書を作成し、「施工会社」から借用させてもらう。
- ② 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明が必要である。
- ③ 建築図面などを借用する場合、複製であっても、使用後に返却しなければならない。
- ④ 発注者等へのヒアリングは、依頼者、立会者に留まらず、必要に応じ過去の工事の経緯をよく知る者、例えば、よく工事を依頼している特定の工事会社も対象として行う。

13 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
- ② 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場で混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるので注意が必要である。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材(商品)がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- ④ 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。

14 「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 見落としを防ぐためには、各室・各部位ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- ② 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
- ③ 目視調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、目視調査に持参する。
- ④ 建築図面がない場合でも、建築物の配置図・案内図がある場合が多く、これらを事前に入手したり、建築物の関係者より事前に、建築物概要(階数、面積、構造など)や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、目視調査のために整理しておく。

【一般】第4章 目視調査の実際と留意点

1 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- 石綿含有建材調査者は、所有者などから得た情報に基づき、依頼者と作業内容などについて打ち合わせを行い、建築物名、所在地、調査要望日(可能日)、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会者の有無などを確認することが望ましい。
- ① ① せを行い、建築物名、所在地、調査要望日(可能日)、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会者の有無などを確認することが望ましい。
 - ② ② 大気汚染防止法においては、調査結果を発注者へ書面で報告する必要はない。
 - ③ ③ 建築物を調査する際には、書面調査の結果がある場合はそれに基づき、一方書面調査が実施できなかった場合には目視調査時に建築物の概況を把握し、それぞれの場合に応じて、各個室などの建材使用状況を確認する。
 - ④ ④ 一般に機械室やビル管理人などの居室、パイプシャフトの内部床、造作されたロッカーキャビネットなどの下などは、建築物の竣工当初の状態が保たれていることが多いので、これらの部屋で確認した建材とは明らかに施工年が違ような建材が使われていれば、改修履歴のあったことがわかる。

2 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク(RS3又はRL3)と同等以上の性能を有するものとする。
- ② ② 調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バール、ハンマーなどが必要となる。
- ③ ③ 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。
- ④ ④ 調査に必要な試料採取用密閉容器(チャック付きポリ袋)は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。

3 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- 目視調査にあたっては書面調査のみで判断せず、2021(令和3)年4月以降は、2006(平成18)年9月の
- ① ① 石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物等を除き、必ず目視調査を行い、現物を確認することが必要である。
 - ② ② 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
 - ③ ③ 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。
 - ④ ④ 解体・改修工事の事前調査では、過去の経験や建築の知識のみから類推して調査範囲を絞り込むのではなく、網羅的な調査を行うことが基本であり、見落としを防ぐために建築の知識等の修得を不断に努めることが必要である。

4 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- ② 試料採取の注意事項として、採取する際には、飛散抑制剤等で湿潤化する。
- ③ レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物について、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。
- ④ 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。

5 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1000 番台」、準不燃は「2000 番台」、難燃は「3000 番台」が記載されている。
- ② 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。
- ③ 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるため、天井ボードの試料採取は新・旧両方とも行う。
- ④ 目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。

6 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 床材は、床にカーペットを敷き込んで改修するケースが多く、改修前の床仕上げ材として石綿含有のビニル床タイルやビニル床シートなどが残っていることがあるので注意する。
- ② 住宅屋根用化粧スレート的一种であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、その上に二重に屋根材を葺く場合があるが、新たな屋根材が石綿無含有な場合は、元の材料も石綿無含有であることが多い。
- ③ 工場や車庫などの壁材や天井材は、スレート波板を使用していることも多く、スレート波板は現在は石綿を含んでいないものが製造されているため、部分的に改修・交換している場合もある。
- ④ 住宅屋根用化粧スレート的一种であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、その上に二重に屋根材を葺く場合があり、新たな屋根材は石綿無含有でも元の材料には石綿含有であることが多い。

7 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。
- ② 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第2種」があり、「耐火塗り材」は含まれない。
- ③ 吹付け材の、吹付け層全体の表面の色において、一部分、吹付け層の色が異なる場合は、その一部分は補修した可能性が高いため、その部分は既存部分とは別の試料として採取を行う。
- ④ 試料採取で留意しなければいけない事例として、石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることがある。

8 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ② 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。
- ③ 分析依頼書には分析結果報告書の要求部数、分析方法の指定、速報の受領方法など希望事項を記載する。
- ④ 成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。

9 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影(アップ)を行う。
- ② 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際に、「年に数回程度の入室者」「将来の改修工事の作業員」に対して、粉じんばく露の可能性のあることを伝える必要はない。
- ③ 目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」が挙げられる。
- ④ デジカメはメモ代わりにもなるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。ただし1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮るのは無駄なこと。

10 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 目視調査において、「やや劣化(一部劣化状態)と判定した場合、今後、吹付け石綿等の脱落が起こる可能性は低い。
- ② 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする」ことが求められている。
- ③ 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいい、外的な要因や経年劣化が進んでいない、普通に使用している場合を表す。
- ④ 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。

11 次の写真は、使用されている建材の劣化の状況を判定したものである。
判定について、正しい組み合わせを選びなさい。

ア 判定:劣化



写真の状況:面的な状況はよいが、振動、乾燥収縮などによる筋状の呼吸作用の痕が見られる。

イ 判定:やや劣化



写真の状況:折板屋根において、気温や風圧による折板屋根の収縮や振動での脱落が見られる。

ウ 判定:劣化なし



写真の状況:劣化なし。

エ 判定:劣化



写真の状況:吹き放し工法であり、セメントスラリーもなく脱落箇所がある。

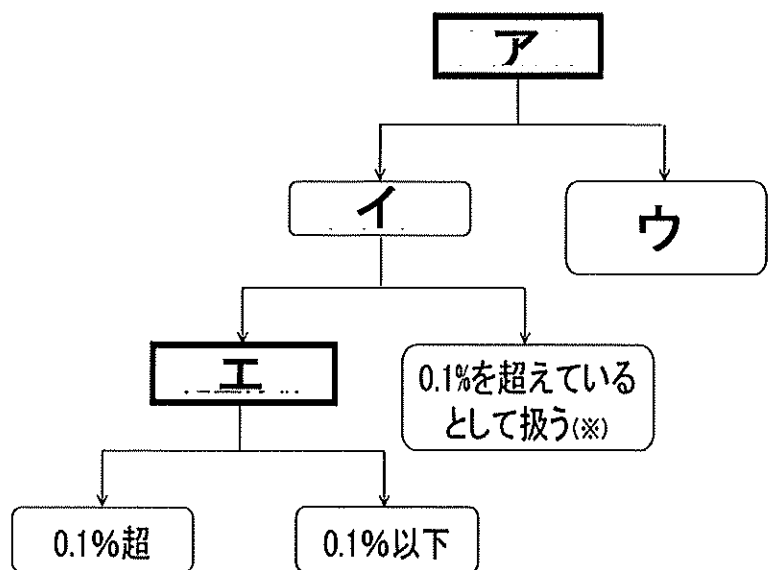
- ① ア、エ
- ② ウ、エ
- ③ ア、ウ
- ④ イ、エ

12 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法1は、「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。
- ② 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定量分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定性分析方法」がある。
- ③ アスベスト分析マニュアルでは、定量分析方法1(X線回折分析法)は、X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率(%)を求める方法である。
- ④ 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。

13 下図は、石綿含有分析の流れ(概要)である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する用語を示したものである。組合せとして正しいものを選びなさい。

- ① ア) 定量分析
イ) 含有あり
ウ) 0.1%を超えているとして扱う
エ) 定性分析
- ② ア) 定性分析
イ) 含有あり
ウ) 0.1%以下(不検出)
エ) 定量分析
- ③ ア) 定性分析
イ) 含有あり
ウ) 含有なし
エ) 定量分析
- ④ ア) 定量分析
イ) 含有あり
ウ) 0.1%以下(不検出)
エ) 定性分析



14 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

① 二層吹き吹の吹付け材の場合、分析結果に疑問や違和感はないかを確認する。

石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「石綿含有の有無」を簡潔
② に説明すればよいので、「含有していた場合のリスク」及び「今後の維持管理の方法」についての説明は
必要ない。

③ 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間
を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。

④ 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類(社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結
果、写真やチャート図その他)が揃っているかを確認する。

【一般】第5章 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

1 「目視調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。
- ② 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった等の問題で、試料採取が不可能な箇所については、その詳細は記載しなくてよい。
- ③ 今回調査箇所欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合(〇〇棟)には、別紙に棟別に整理し追加してもよい。
- ④ 今回調査箇所欄における外部は、外階段や外壁等の建築物の外部について記載する。外部欄には調査を行った場所を記載する。

2 「目視調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- ② 外壁構造について、建築物正面側は化粧仕上げとなることが多いが、カーテンウォールやプレキャストコンクリート、軽量気泡コンクリート、押出成形セメント板などの種別にも注視する。
- ③ 写真集の作成にあたっては、石綿含有建材調査者以外に補助員を用意し、撮影させることで、様々な構図や異なる視点が得られる。
- ④ 外観の記入にあたっての注意事項として、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるだけでなく、近寄って写真に収めておく。

3 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- ② 調査報告書には、調査結果から得られた情報を記載するにとどめ、劣化状況による対策の必要性や改修・解体工事時の留意点など建築物所有者が行うべきことについてアドバイスなどを記載する必要はない。
- ③ 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ④ 目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。

4 「目視調査総括表」における建築物の概要欄に「該当しない項目」を選びなさい。

① 建築物用途

② 確認済証交付日・番号

③ 建築物使用者

④ 延べ床面積